

## 「日本国憲法の改正手続に関する法律」の抜本的な改正を求める会長声明

### 1 はじめに

本年6月11日、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下、「憲法改正手続法」という）が改正された（以下、「本改正」という）。本改正は、駅や商業施設への共通投票所の設置や期日前投票の弾力化など、2016年の公職選挙法の改正に伴い導入された投票環境向上のための7項目の規定を整備したものであった。

憲法は国の最高法規であり、国民投票を実施する際には、主権者である国民の意思が適正に反映されることが必要である。そのためには、後述する通り、少なくとも有料広告規制、最低投票率に関する改正が必要である。しかし、本改正ではいずれも改正されず、有料広告規制については附則が追加されたにとどまり、最低投票率については附則でも触れられていない。

### 2 有料広告規制改正の必要性

国民の意思が適正に反映されるためには、憲法改正に関する十分で正確な情報が国民に提供されることが不可欠である。

そのためには、国民に提供される情報量に偏りがあってはならない。テレビ広告を例とする有料広告は、資金が必要であるから、資金力の多寡により国民に提供される情報量に偏りが生じる危険が大きい。諸外国では、テレビのスポットCMの禁止や時間配分を均等にする規制を行い、弊害を防いでいる国もある。

また、昨今のインターネットの利用状況を考えれば、この点に関する手当も不可欠である。本改正附則では「インターネット等を利用する方法による有料広告の制限」「国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策」の検討、必要な法制上の措置を講ずる旨が盛り込まれたところ、この点に関する措置なくして、主権者である国民の意思を適正に反映することはできない。

したがって、有料広告規制を改正し、国民に憲法改正に関する十分で正確な情報が偏りなく提供される体制を整える必要がある。

### 3 最低投票率の必要性

また、憲法改正に主権者である国民の意思が適正に反映されたといえるためには、

そのように評価できる投票が必要である。最低投票率の定めがなければ、一定数の賛成投票が存在することを担保することができないので、有権者のごく一部のみの賛成により憲法改正が成立してしまうことになりかねない。しかし、これでは主権者である国民の意思が適正に反映されたものとは到底いえない。

したがって、最低投票率の定めを設け、主権者である国民の意思が適正に反映されたといえることを担保しなければならない。

#### 4 改正が行われるまで、憲法改正発議は許されないこと

憲法改正手続に国民の意思を適正に反映したといえるためには、上述の通り少なくとも有料広告規制及び最低投票率の定めが必要である。

これら改正が行われるまでの間に国民投票が行われることとなれば、それは主権者である国民の意思が適正に反映されたものとはいえないのであるから、これら改正が行われるまでの間は、憲法改正発議は許されないというべきである。

#### 5 結論

よって、当会は、憲法改正手続に国民の意思を適正に反映するために、少なくとも有料広告規制及び最低投票率に関し、憲法改正手続法の抜本的改正を求める。

2021年（令和3年）8月6日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一